

特定非営利活動法人学童保育にしきたキッズ管理運営規定

1 名称及び所在地

この特定非営利活動法人の名所と所在地は次の通りとする。

- ・名 称 特定非営利活動法人学童保育所にしきたキッズ
- ・所在地 長崎市大橋町 5 番 3 1－4 0 7 号

※「にしきたキッズ」内には2つのクラスがあり、名称を「キッズクラス」・「スマイルクラス」とする。にしきたフレンズ内には「フレンズクラス」、にしきたスター内には「スタークラス」にしきたファイブ内には「ファイブクラス」とする

- ・所在地

(キッズ・スマイル)	長崎市西北町 29 番 21 号
(フレンズ)	長崎市岩屋町 2 番 3 号
(ファイブ)	長崎市西北町 30-11
(スター)	長崎市西北町 31-14

2 目的

特定非営利活動法人にしきたキッズ（以下「にしきたキッズ」という。）は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする。

3 運営

(1) 特定非営利活動法人学童保育にしきたキッズ

学童保育の運営について、にしきたキッズで行い、学童保育の事業計画、支援員の任命、その他運営に関する重要な事項について審議し、その運営の責任を担うものとする。

にしきたキッズの詳細については、別途、にしきたキッズ定款に定めるものとする。

(2) 保護者会

入所児童の保護者により学童保育所「にしきたキッズ」保護者会を設置するものとする。

保護者会は、理事会と協力し、学童保育の責任の一端を担い、保育内容の充実を目指し、学童保育活動の発展のために努めることを目的とする。

(3) 支援員（放課後児童支援員各クラス2名・補助員若干名）

学童保育には、原則として児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する支援員を配置するものとし、日常的な学童保育の運営は支援員が行うものとする。

支援員は、自らの資質の向上に努め、子どもの個人差や保護者との信頼関係の構築に配慮しながら、子どもの安全の確保、情緒の安定を図り、遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うなど、放課後児童クラブ運営指針に示された支援員の役割を全うするよう努めるものとする。

4 対象者

入所対象者は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とする。ただし、これ以外の児童であっても、受入体制に余裕があると理事会が認める場合は入所できるものとする。

5 開所日時等

(1) 開所日時

開所日時は、原則として次の通りとする。ただし、学校や地域行事等により変更することがある。

	平日	土曜日	春休み・夏休み・冬休み
キッズ	13:30～19:00	7:30～18:00	7:30～19:00
フレンズ	14:30～18:00	8:30～18:00	8:30～18:00
スマイル	14:30～19:00	7:30～18:00	7:30～19:00
スター	14:30～18:00	8:30～18:00	8:30～18:00
ファイブ	14:30～19:00	8:30～18:00	8:30～19:00

※日曜日、祝日、8月13日～15日（夏季休暇）、12月29日～1月3日（お正月）は休所日

※台風等の天災により学校が休校した場合には、学童も合わせて閉所するものとする。

(2) 保育形態

保育形態は次の通りとする。

常時保育・・・年間を通して、平日の放課後、土曜日と春休み、夏休み及び冬休みに全ての保育を受けるもの。

(3) 保育内容

支援員が、次のような指導（保育）にあたるものとする。

- ・室内遊び・・・室内ゲーム・DVD鑑賞等
- ・野外遊び・・・ボール遊び・鬼ごっこ等、野外で出来るスポーツ
→場所は西北小運動場・西北公園など。
- ・行事・・・映画鑑賞・ボーリング・バスハイク・科学館お出かけ等

(4) 保育の基本スケジュール

保育の基本スケジュールは次の通りとする。

	平日	土曜日・長期休み	
8:00		開所	
9:00		室内遊び・お勉強	※行事
10:00			
11:00			
12:00			
13:00		昼食	
14:00	下校後、学童へ出欠確認・宿題	野外遊び	
15:00		ゲーム	
16:00	おやつ・自由遊び 帰宅	おやつ	おやつ
17:00		帰宅	帰宅
18:00	お迎えを待つ	土曜は18:00	
19:00		まで	

※土曜日は月に1～2回程、春、夏、冬休みには複数回、クラブ外活動として行事を行う。

6 保育料等

保育料等は次の通りとする。

入会費	10000円	
保険料	年額800円（学童保険）	
保育料	1年	10000円
	2年	9000円
	3年	8000円
	4年	4000円
	5年	3000円
	6年	3000円
季節保育料	夏休み	7000円
	冬休み	2000円
	春休み	2000円
法人会費		500円（月額一世帯）

- ① 保育料の中に（おやつ代・活動費）含むこととする。
- ② 保育料は毎月定められた期日までに前納すること。
- ③ 保育料未納が3ヶ月以上あった場合は、退所措置をとることとする。
退所後も未納分は支払う必要がある。
- ④ 長崎市放課後児童健全育成事業補助金における母子家庭等減免費の対象児童については、母子・父子家庭等で、市より児童扶養手当等を受給している方が対象。

7 入所申し込み

常時保育 必要な手続きを済ませ、入会費、年会費、一月分の保育料を前納すること。また入所日が季節休み中になる場合は季節月加算金も合わせて前納すること。
※どのクラスにおいても入所児童の登録定員は、概ね 40 名程度とする。

8 事故について

学童として未然に防ぐ努力を行った上で、万一の保育時間中の事件、事故等の事由が発生した場合には、自己責任の指導の徹底をするものとする。

9 備品・施設等の破損について

備品や施設等の破損については、破損した物と同等の物、もしくは金額の支払いを原則とし、それに関わった者が複数の場合、協議して決定するものとする。

10 退所について

学童の退所を希望する場合は、退所希望月の前月 15 日までに連絡するものとする。
「退所届」の提出がない限り、保育料は納入するものとする。

11 その他

（1）要望・苦情への対応について

学童は、保護者への支援・連携、学校との連携、関係機関・地域との連携、安全対策、特に配慮を必要とする児童への対応、事業内容等の向上、利用者への情報提供等、要望・苦情への対応について、放課後児童運営指針に示された基本的事項に基づいて、その実施に努めるものとする。

(2) 緊急時等における対応方法について

児童に体調の急変が生じた場合などに、速やかに児童の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(3) 虐待の防止のための措置に関して

- ① 虐待等の禁止・・・事業者の職員に対し、利用者に対して法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為を禁止するものである。
- ② 虐待の防止のための措置・・・学童は、虐待防止に関する責任者の配置等に係る必要な体制の整備、その職員に対する研修の実施等に努めるものとする。

(4) 非常災害対策について

学童は、消火用具、非常口等非常災害に必要な設備の設置、非常災害に対する具体的計画の策定、訓練の実施に努めなければならないものとする。

(5) プールにおける事故防止対策

児童の安全を守ることが最重点である為、予防保全を徹底し、緊急の場合は直ちに人命救助を行わなければならない。

毎年消防署など専門家や専門的な機関で、応急手当、心肺蘇生・AED 使用方法の講習の受講に努めなければならないものとする。